

お知らせ

母子及び父子家庭等医療費助成の「現況届」について

児童家庭課
☎ 876-1234
(内線3612)

母子及び父子家庭等医療費助成を受給中の方(児童扶養手当の受給者は除く)は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。
この届出がない場合、8月以降の医療費助成が受けられなくなり、必ず届出を行ってください。

なお、児童扶養手当の受給者についての医療費助成の現況届は、8月中に行います。

受付場所 児童家庭課
受付期間 7月20日(月)～20日(金)※土・日・祝日除く
受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時

※所得の申告をまだ済ませてない方は、現況届を提出する前に所得の申告および確認をお願いします。



市民相談・法律相談行政相談・人権相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室
☎ 876-1234
(内線7311)

相談は無料、秘密は厳守します。
場所 市民・消費生活相談室(市役所1階)

※人権相談に関してはハイモーンセンター相談室にて行います。

■市民相談
毎週水曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望など

■法律相談
毎週火曜日 弁護士相談
午後2時～4時30分
毎週水曜日 司法書士相談
午後2時～4時30分
内容 市民生活に関わる諸々の法律相談(要予約)

■行政相談
毎月第1・2・3木曜日
午後2時～4時
内容 行政機関等の業務に関する相談

■消費生活相談
毎週月・水・金曜日
午前10時～午後4時
■人権相談
毎月第1木曜日
午前10時～午後4時
内容 人権に関する相談

浄化槽の維持管理について

環境保全課
☎ 876-1234
(内線3212)

1、公共下水道をご利用になつていないご家庭には、浄化槽等が設置されています。浄化槽は、家庭から出る汚水をきれいにする大切な装置です。
2、浄化槽は、定期的に手入れをしなければ機能が低下し、「汚水のたれ流し」や「悪臭」の原因となります。また維持管理を怠ると、浄化槽が詰まり、あふれ出すなど、周りの人たちに迷惑をかけることとなります。

・年に1度は「清掃」「汲み取り」および県に登録されている業者に依頼して浄化機能などの法定検査を受けてください。
3、市民の生活環境を「汚水」や「悪臭」などで壊さぬよう、浄化槽の維持管理に努めましょう。

問い合わせ
◆法定検査機関
(社) 沖縄県環境整備協会
☎ 835-8833
◆汲み取り・清掃業者
許可業者 山川和夫
☎ 090-3328-9738

合併処理浄化槽設置補助金について

環境保全課
☎ 876-1234
(内線3212)

浦添市の生活排水は、公共下水道あるいはご家庭個々の浄化槽により処理されています。「単独処理浄化槽」は、台所・風呂場・洗濯排水などの雑排水を処理することができないため、海や川を汚しています。家庭から出る汚水の全てを処理する「合併処理浄化槽」の普及にご協力ください。

市では、家庭設置の浄化槽で「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に転換する場合、工事費の一部を補助しています。

補助の対象および規模
1、下水道の整備が見込まれない区域および整備されるまで相当の期間を要する区域で、既設の単独処理浄化槽
・汲み取り便所から合併処理浄化槽に変更を行う場合に対象となります。

2、10人槽以下の合併処理浄化槽補助限度額
①5人槽：33万2000円
②6～7人槽：41万1000円
③8～10人槽：51万9000円
※工事着工後の申請は受付できませんので、事前に環境保全課へお問い合わせください。

広島・長崎原爆、沖縄戦展

国際交流課
☎ 876-1234
(内線2611)

去る対戦において広島、長崎で多くの尊い命を奪った原子爆弾と、住民を巻き込んだ地上戦が展開された沖縄戦の実情を伝えるパネル展を開催します。平和を考える機会として、是非ご覧ください。

日時 8月3日(金)から8月17日(金)まで
場所 市役所1階市民ホール

JICA沖縄国際センター
☎ 876-6000
浦添市国際交流協会
☎ 879-3010

大洋州とは、オーストラリアとその周辺の島々を合わせた、南半球の地域のことです。今回は、JICA沖縄国際センター研修員が大洋州の国を紹介いたします。また、開発援助に関わった協力隊OBによる活動報告、研修員との交流タイムやミニクイズなど、楽しく充実した内容となっておりますので、お気軽にご参加ください。

人も、会社も、もっと元気に!
CHUTAI KYOSEI SEIDO
小企業退職金共済制度
◆掛金の一部を国が助成
◆掛金は全額非課税。手数料も不要
◆外部積立型なので管理が簡単
◆パートさんの加入もOK
詳しくはホームページへ
中退共 検索
(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-0211

カンキツグリーンング病 - サンプル持ち込みへのご協力のお願い -

沖縄県では、カンキツグリーンングのまん延防止活動のため、感染の疑いのある樹木の検査を行っています。

●カンキツグリーンング病とは・・・
カンキツグリーンング病は、世界的に重要なかんきつの病害です。ミカンキジラミが病気を移したり、病気の木からの取り木や接ぎ木によって感染します。感染した木は治療ができないため、速やかに伐採処分することが病気のまん延を防ぐのに重要です。

●カンキツグリーンング病の症状
病気に感染した木では全体的に黄色っぽい葉や、まだらに黄色い葉が見られます。

病気にカかったシークワサーの葉

HLB感染葉(黄化) HLB感染葉(主脈黄化) HLB感染葉(まだら退緑) HLB感染葉(脈間黄化)

病気にカかったシークワサー

問い合わせ
商工業課 ☎ 876-1234 (内線3164)
JAおきなわ 浦添支店 ☎ 878-6404
中部農業改良普及センター ☎ 894-6521
病害虫防除技術センター ☎ 886-3880

「浦添市地域建設業経営強化融資制度」について

契約検査課 ☎ 876-1234 (内線4513)
沖縄県建設事業協同組合 ☎ 878-1810

本融資制度は、政府の「安心実現のための総合対策」に基づき、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未 completion を含む流動化を促進すること等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的として国土交通省が制度を制定しました。

浦添市においても、公共工事の請負者が同制度を活用できるよう事務取扱規程を平成24年6月20日付けで新規制定し運用しています。

1、制度の概要
本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(以下、「建設業者」といふ)から債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が建設業者に対して、当該工事に係る融資を行うものです。

2、対象となる建設業者
債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行います。

3、対象となる建設業者
浦添市が発注する建設工事を対象とします。

4、債権譲渡の承諾
建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、浦添市建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づき、発注者の承諾を得る必要があります。

5、債権譲渡を承諾する時点
当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

6、債権譲渡先
沖縄県建設事業協同組合

7、その他
債権譲渡の申請をしたことをもって経営状況が不安定であることみなすことはありません。

8、実施時期
本制度は、平成24年6月20日から、当面平成25年3月までの措置とします。